

令和6年度 東京都社会福祉協議会

介護福祉士修学資金申込みのしおり

～生活保護受給世帯の高校生向け～

<制度概要>

1 趣旨

介護福祉士の養成施設に在学する方に、修学資金を貸付けて修学を容易にすることにより、介護福祉士の養成及び確保並びに定着に資することを目的とします。

《生活費加算の趣旨》

生活保護世帯の子ども等が介護福祉士養成施設への進学を希望する場合に、通常の貸付に加えて、在学中の生活費の一部に充当できる費用を加算として貸し付けることにより、生活の安定に資する資格取得の支援を行うことを目的とします。

2 貸付

貸付額

学費分	月 額	5万円以内					
	入学準備金（任意）	20万円以内（入学年度のみ）					
	就職準備金（任意）	20万円以内（卒業年度のみ）					
	介護福祉士国家試験受験対策費用（任意）	4万円以内（1年度に1回）					
生活費加算	下表に掲げる額のうち申込者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額に相当する額以内（1,000円未満は切り捨て）						
	【生活費加算額（月額）】						
	年齢	級地区分					
		1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	19歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
	20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
	41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980	
70歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510	

貸付期間 養成施設の正規の修学期間

利 子 無利子

交 付 年2回（前期・後期分として各6ヶ月分を交付）

3 返還免除（次のすべてを満たした場合、返還免除となります）

- ① 養成施設を卒業した日から1年以内に、
- ② 介護福祉士の資格登録後、就職し、
- ③ 東京都内において、
- ④ 5年間継続して（過疎地域※で従事した場合は、3年間）

※過疎地域…都内では、檜原村、奥多摩町、島しょ地域が該当

- ⑤ 返還免除対象業務に従事した場合

4 返還猶予（返還免除を受けるまでの間、次に該当する場合は返還の猶予が可能です）

- ① 卒業後1年以内の日から、又は次の②～④の理由による返還猶予期間終了後、引き続き指定施設で返還免除対象業務に従事しているとき
*修学生本人の意思によらず、人事異動等により都外に配属となった場合は、それらの施設も含む
- ② 修学資金の貸付契約を解除された後も、引き続き貸付決定時に在学していた養成施設に在学しているとき
- ③ 卒業後、他種の養成施設に在学しているとき
*この場合、他種の養成施設とは、介護福祉士養成施設の卒業生は社会福祉士養成施設のこと
- ④ 災害等やむを得ない事由により、返還債務の履行ができないと認められるとき

5 返還（上記3の条件を満たさなかった場合、全額返還となります）

- 返還期間 貸付期間の2倍に相当する期間
※入学準備金及び就職準備金を借入れた場合は16ヶ月、どちらか一方の場合は8ヶ月延長可
※生活費加算を受けた場合はさらに生活費加算の貸付期間の2倍に相当する期間を延長可
- 返還方法 月払い、半年払い又は年払い（一括払いも可）
- 延滞利子 返還期間内に返還されない場合は、延滞元金に対し年3%の延滞利子を徴収

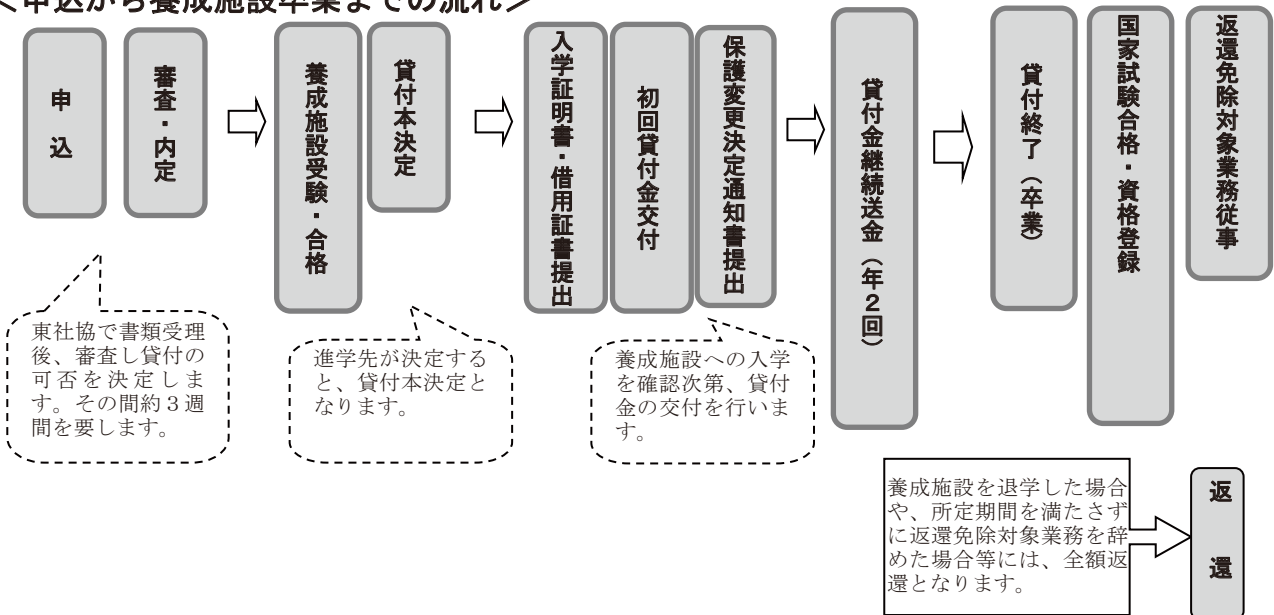
! 養成施設を退学したとき、返還免除対象業務への従事を5年間継続できなかったときなど、返還猶予・返還免除の要件を満たさなければ全額返還となります。

<返還例>
貸付期間24ヶ月、貸付額総額160万円（月額5万円、入学準備金20万円、就職準備金20万円）
⇒返還期間64ヶ月（貸付期間の2倍+16ヶ月延長） 月賦の場合、毎月25,000円

6 申込み及び貸付決定

福祉事務所長の意見書を添えて、東京都社会福祉協議会（以下、東社協という。）にお申込みください。東社協は申込内容を審査し、貸付けの可否を決定します。養成施設の入学選考前でも、申込みが可能です。

<申込から養成施設卒業までの流れ>



<申込みについて>

1 申込者

(1) 申込者の要件（養成施設への進学を希望している方で、次の要件をすべて満たしていること）

- ① 次のいずれかを満たしている
 - ア) 東京都内に住所を有している（住民登録している）
 - イ) 東京都内の養成施設に進学予定
 - ウ) 養成施設の学生となる年度の前年度に東京都内に住所を有している者であって、かつ、養成施設での修学のため東京都外に転居をする
 - エ) ア)～ウ)によらず養成施設を卒業後に東京都内で返還免除対象業務に従事しようとする意思を有する
- ② 学業が優秀である又は養成施設卒業後、中核的な介護職等として返還免除対象業務に従事する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心がある
- ③ 経済的援助を必要としている
- ④ 他県等が実施する同種の修学資金を借り受けていない
- ⑤ 卒業した日から1年以内に、介護福祉士として、以下の区分ごとに示した年数以上、東京都内の指定施設において継続して返還免除対象業務に従事しようという意思を有する
※過疎地域（都内では、檜原村、奥多摩町、島しょ地域が該当）・・・3年
※上記以外・・・5年

(2) 未成年者

- ① 申込者が未成年者（18歳未満）の場合、貸付申込みに関する法定代理人（親権者等）の同意が必要となります。
- ② 父母が親権者の場合は、両者の同意が必要です。
- ③ 同意については、貸付申込書（親権者等法定代理人同意欄）への法定代理人（親権者等）による署名捺印をもって確認します。

2 連帯保証人

(1) 個人が連帯保証人となる場合（次の要件をすべて満たしている方を1名立てること）

要件

- ① 前年度の年収が150万円以上である
- ② 年齢が対象業務への従事による返還免除を受けるときに85歳未満である
- ③ 次のいずれかを満たしている
 - ア) 申込日の属する月の6ヶ月前から継続して都内に住所を有している（住民登録している）者
 - イ) 4親等以内の血族又は3親等以内の姻族及び配偶者で日本国内に住所を有している者
 - ウ) 次の基準以上の所得を有している者で日本国内に住所を有している者

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
収入基準 (平均月額)	177,000円	261,000円	319,000円	376,000円	411,000円

- ④ 日本国籍を有する者又は永住者の在留資格を有する者若しくは特別永住者等である
 - ⑤ 東社協が実施する介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金、実務者研修受講資金、離職介護人材再就職準備金、介護分野就職支援金、障害福祉分野就職支援金、福祉系高校修学資金の貸付における連帯保証人になっていない。
- ※申込者が未成年者（18歳未満）の場合は、原則として同一生計の法定代理人（親権者または後見人）を連帯保証人としてください。ただし、法定代理人が上記①の収入要件を満たさない場合は、保証能力のある別の個人または法人を連帯保証人として立ててください。

留意事項

- ※貸付が決定した後は、修学生が返還免除を受けるか返還完了となるまでの間、修学生の状況に応じた通知が送付されます。修学生が返還免除または返還完了となるまで、連帯保証人として、債務を負担していただきます。
- ※貸付決定後、契約前（借用証書提出前）に連帯保証人を変更することは原則できません。

(2) 法人が連帯保証人となる場合（次の要件をすべて満たしていること）

要件

- ① 次のいずれかの法人である
ア) 申込者が介護福祉士養成施設に在学している場合に、その在学する養成施設等を運営する法人
イ) 申込者の就労先（内定含む）が、返還免除対象業務に従事したことによる返還免除の対象となる場合に、その施設等を運営する法人
- ② 保証能力を有する法人である
（連帯保証額を上回る金額の預貯金を有していることを、決算書等により確認します。）
- ③ 連帯保証人になることについて、法人の理事会または取締役会において承認している
（理事会議事録、取締役会議事録で確認します。）

※法人の場合は、複数の貸付の連帯保証人になることができます。

留意事項

- ① 連帯保証人となる法人は、修学生が所定期間返還免除対象業務に従事して返還免除となるまでの間、修学生の状況を把握し、支援できる関係であることが望ましいとしています。
- ② 法人を連帯保証人として貸付が決定した後は、退学・卒業や退職等により修学生と連帯保証人となった法人との関係が変化したり、関係がなくなったりしても、法人は連帯保証人としての責務を負うこととなります。

3 申込受付

- ① 貸付申込書は、管轄の福祉事務所又は東京都福祉人材センターより入手してください。
- ② 貸付申込書を記入の上、必要書類を添付して、令和5年12月1日（金）までに東京都福祉人材センターに提出してください（必着）。

4 貸付申込書記入上の注意

- ① 文字の訂正は、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。
- ② 申込書に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の可否を決定することができませんのでご注意ください。
- ③ 「法定代理人の同意欄」は、法定代理人自身による署名捺印をお願いします。

<必要書類について>

申込者は、次ページの申込者に関する書類及び連帯保証人に関する書類を東京都福祉人材センターに提出してください。連帯保証人が個人の場合と法人の場合に必要な書類が異なります。該当の「必要書類確認表」を使用し、書類の不足や不備が無いように確認してください。

※法人を連帯保証人として申込みする場合は、法人保証用の申込書類等を東京都福祉人材センターのホームページ (<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/shikin1.html>) からダウンロードしてください。

申込者に関する書類（連帯保証人が個人の場合でも法人の場合でも必要）

		必要書類	確認事項	
申込者	1	介護福祉士修学資金必要書類確認表 （「個人保証用」又は「法人保証用」）	東社協所定の様式 添付書類の確認をすること	
	2	介護福祉士修学資金貸付申込書 （「個人保証用」又は「法人保証用」）	東社協所定の様式	
	3	前年の所得税額を証明する書類		
		い づ れ か	源泉徴収票の原本	写しは不可
	確定申告書の第一表・第二表の写し		税務署の印があるもの	
	4	住民票	発行後3ヶ月以内のもの	
	5	福祉事務所長の意見書	東社協所定の様式	
	6	高校の調査書または内申書		
	7	他の奨学金等の借入もしくは高等教育の減免制度※減免制度のみ利用の場合は①、②は不要		
		①他の奨学金等の借入れ状況（借入期間、金額）が確認できる資料		
②介護福祉士等修学資金 他の奨学金等借入状況確認書				
8	生活費加算を申請する場合			
	①小論文（所定の課題について600字～800字でまとめること）			
生計を一にする家族	1	前年の所得税額を証明する書類		
		い づ れ か	源泉徴収票の原本	写しは不可
	確定申告書の第一表・第二表の写し		税務署の印があるもの	
2	住民票	発行後3ヶ月以内のもの		
法定代理人 親権者等	1	源泉徴収票の原本		
		い づ れ か	確定申告書の第一表・第二表の写し	税務署の印があるもの
	2		住民票	発行後3ヶ月以内のもの

連帯保証人に関する書類

		必要書類	確認事項	
該当する いづれか	連帯保証人 （個人の場合）	1	前年の年収を証明する書類	
		い づ れ か	源泉徴収票の原本	写しは不可
			確定申告書の第一表・第二表の写し	税務署の印があるもの
2	住民票	発行後3ヶ月以内のもの		
連帯保証人 （法人の場合）	1	登記事項証明書	発行後3ヶ月以内のもの	
	2	直近2か年の決算書の写し（総括分のみ）		
		①貸借対照表	拠点別・事業別明細は含まない	
	②事業活動収支計算書			
	3	連帯保証人と申込者との関係を証明する書類		
		い づ れ か	（養成施設等運営法人）在学証明書	
（従事先施設等運営法人）勤務証明書	東社協所定の様式			
4	連帯保証に関する申出書		東社協所定の様式	

(注1) 源泉徴収票の原本について

- ① 源泉徴収票を提出する場合は、原本を提出してください。
- ② 原本が手元にない場合は、勤務先に再発行を依頼してください。

(注2) 確定申告書の写しについて

- ① 確定申告書の写しを提出する場合は、税務署の受付印があることとし、「第一表」「第二表」とも提出してください。
- ② 確定申告をインターネット（e-Tax）でおこなった場合、税務署の受付印に代わるものとして、送受信結果（受付日時入り）を印刷したものを添付してください。
- ③ 税務署の受付印又は受付印に代わる書面の添付が無い場合、確定申告書の写しのみを提出しても認められません。

(注3) 住民票について

- ① 養成施設入学のために転居する場合は、転居後、「住所・氏名等変更届」により転居後の住所を届け出てください。
- ② 外国籍の方は、在留資格・期間・満了日が記載されたものをご提出ください。

(注4) 個人番号（マイナンバー）の記載がある書類について

- ① 住民票など、書類を取り寄せる段階で個人番号（マイナンバー）欄の記載がない状態のものを選択できる場合には、個人番号（マイナンバー）欄のないものを準備してください。
- ② 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類を提出する場合には、必ず番号をマスキングの上、提出してください。

(注5)～(注9)は法人が連帯保証人になる場合の書類の注意事項です

(注5) 直近2か年の決算書について

- ① 提出は総括分のみ2か年分です。拠点別・事業別明細は含みません。
- ② 法人登記後間もないなどの理由であっても、2か年分の決算書が提出できない場合は連帯保証人になることができません。
- ③ 預貯金の額が、連帯保証の対象となる全ての貸付金の債権額（別に提出する「連帯保証についての申出書」記載の累積額）を直近2か年において上回っていることを確認します。

(注6) 連帯保証人と申込者との関係を証明する書類について

- ① 申込者が在学する養成施設等（通信制課程を除く）を運営する法人が連帯保証人となる場合は、在学証明書（課程名、入学年月、申込時点の年次、学生氏名が記載され、学校長名で発行され押印されたもの）をご提出ください。
- ② 申込者が従事する施設等を運営する法人が連帯保証人となる場合は、「勤務証明書」（所定の様式）にて勤務又は勤務内定の事実を証明し、社判を押印した原本をご提出ください。

(注7) 連帯保証についての申出書について

- ① 所定の様式に、法人が連帯保証人となっている貸付金の債権をすべて記載してください。介護福祉士等修学資金だけでなく、介護福祉士実務者研修受講資金、離職介護人材再就職準備金、介護分野就職支援金、障害福祉分野就職支援金、福祉系高校修学資金も含まれます。
- ② 今回申し込む貸付だけでなく、送金中、返還猶予中、返還中のすべての貸付について記載してください。
- ③ 連帯保証する貸付が1件のみの場合も提出が必要です。

(注8) 1つの法人が同時に複数の貸付の連帯保証人となる場合の必要書類について

- ① 1つの法人が同時に複数の貸付の連帯保証人として申込む場合、共通する書類であっても、必ず1件の申込みにつき1部ずつ必要書類を添付してください。

(注9) 連帯保証に関する法人としての決定が確認できる書類について〔貸付決定後に必要な書類〕

- ① 理事会または取締役会において、「〇〇（氏名）の東京都社会福祉協議会〇〇資金〇〇万円借入申込の連帯保証人となる」ことについて法人として承認を得たことが明示された議事録をご提出ください。
- ② 複数の貸付の連帯保証人となる場合で、個々の貸付対象者名や貸付金額を明示していない場合は、貸付資金名と連帯保証する上限額の記載があれば可とします。

<よくあるお問い合わせ>

借入希望額について

- ① 貸付月額は、5万円を上限として必要な金額を申込みことができます。本制度は給付ではなく貸付であることをふまえ、ご家族や担当のケースワーカーなどによくご相談ください。
- ② 入学準備金、就職準備金、介護福祉士国家試験受験対策費用のみの貸付けはできません。
- ③ 介護福祉士国家試験受験対策費用加算は、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある方が申込みことができます。交付は1年度につき1回とし、前期の修学費用と合わせて送金します。
- ④ 既に福祉施設で就労し、資格取得後も同施設に継続して就労する場合は、就職活動が発生しないため、就職準備金を貸付けることはできません。
- ⑤ ④において、他の福祉施設への転職を希望する場合には、就職準備金の貸付が可能です。貸付申込書の「借入理由」欄にその旨を記載してください。ただし、貸付を受けても転職しなかった場合には就職準備金を返還いただきます。

申込時期について

今回申込をされなかった方が介護福祉士養成施設に進学した場合は、養成施設を通じて本制度を利用することも可能です。

他の奨学金との併用について

- ① 養成施設への就学のために、他の奨学金等を借り入れている場合（予定含む）は、必ず貸付申込書の「他の奨学金等の借入状況」欄に記入してください。
- ② 日本学生支援機構の奨学金（貸与型）や日本政策金融公庫の教育ローン等を利用する場合、併用は可能です。ただし、併用した際の総額が、修学費用（学費等）の総額を上回らない範囲内で貸し付けることとします。
- ③ ②の奨学金等を利用する場合（予定含む）は、利用状況（利用期間・金額など）が確認できる書類と「他の奨学金等借入状況確認書」、「修学費用証明書」を添付してください。
- ④ ②において、本修学資金の申込みの際し、他の奨学金等の減額・辞退等の予定がある場合は、必ず貸付申込書の「他の奨学金等の借入状況」欄に記入してください。
- ⑤ 日本学生支援機構の奨学金（給付型）と生活費加算は併用できません。
- ⑥ 養成施設への就学のために、生活福祉資金や母子及び父子福祉資金（旧・母子福祉資金）など、国費による他の貸付や給付を利用している場合、貸付はできません。
- ⑦ 職業訓練の介護福祉士コース受講者については、本制度の対象とはなりません。

高等教育の修学支援新制度との併用について

- ① 養成施設への就学のために、高等教育の修学支援新制度における授業料等減免を利用する場合（予定含む）は、必ず貸付申込書の「他の奨学金等の借入状況」欄に記入してください。
- ② 授業料等減免がある場合は、減免後も自己負担額が生じる場合にのみ申込が可能です。ただし、入学金の自己負担額は入学準備金の上限額（20万円）内で、授業料の自己負担額及び入学金・授業料以外の修学費用については、修学資金の上限額（月額5万円、就職準備金20万円、国家試験対策費1年度につき4万円*）内で貸付可能です。
- ③ 授業料等減免が生じた場合（予定含む）は、利用状況（金額など）が確認できる書類と「修学費用証明書」を添付してください。
- ④ 減免制度利用と併せて、日本学生支援機構「給付型奨学金」を利用している場合は、生活費加算を申し込むことができません。

指定施設について

- ① 指定施設とは、東京都内にある社会福祉施設等（国、東京都等が設置した都外の施設を含む）で返還免除対象業務に従事できる施設のことです。返還免除対象業務の詳細は、14ページをご参照ください。

返還免除対象業務への従事期間について

- ① 国家資格登録日から返還免除要件の業務従事期間として算定します。
- ② 返還免除対象業務への従事期間は、月を単位として継続している必要があります。例えば、当初就職した福祉施設を退職した場合、その翌月に新たな福祉施設に就職すれば継続しているとみなしますが、翌々月以降になった場合には継続していることにはならず、返還となります。
- ③ 介護福祉士資格を取得せず、経過措置による介護福祉士の登録※で返還免除対象業務に従事していると、将来全額返還しなければならない可能性がありますのでご注意ください。

※経過措置による介護福祉士の登録について

「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、介護福祉士養成施設を令和8年度末までに卒業する方は、国家試験を未受験又は不合格でも、卒業後5年間介護福祉士になることができます。この間に国家試験に合格するか、卒業後5年間続けて介護等の業務に従事することで、5年経過後も介護福祉士の登録を継続することができます。

修学資金に関しては、国家試験を未受験又は不合格でも、卒業後介護福祉士として返還免除対象業務に従事している間は返還猶予・返還免除の対象となります。ただし、国家試験に合格せず介護職や相談職などとして従事している場合で、返還免除となる前に卒業後5年が経過してしまい、その後の介護福祉士の登録ができなくなると、同じ業務に従事していたとしても“介護福祉士としての従事”ではなくなるため、貸付金を全額返還することになります。

生活費加算について

- ① 生活費加算と生活保護を同時に受けることはできません。貸付申請時に生活保護世帯に属する方が生活費加算を受ける場合、生活保護の廃止、または世帯分離を行い、生活保護の適用がないことの確認を行います。
- ② 通常の貸付（修学費用）を受けずに、生活費加算のみを申込みことはできません。
- ③ 養成施設入学後に転居をする場合は、転居後の居住地の級地区分に基づく額を生活費加算として貸付けます。
- ④ 一度貸付決定した方について、貸付期間中に転居、加齢等により級地区分が変更になる場合や、生活扶助基準額の見直しがあった場合でも、加算額の変更はしません。
- ⑤ 年度途中で生活扶助基準額の見直しがあった場合でも、貸付申請時ごとに差を設けることはせず、当該年度中は同一の加算額とします。
- ⑥ 学費等の減免とともに日本学生支援機構給付型奨学金を利用する場合は、生活費加算を受けることができません。

生活費加算基準額一覧および生活保護制度における級地区分

《確認の仕方》

- ①【級地区分一覧】で申込者の貸付申請時の居住地がどの級地区分に該当するか確認してください。
- ②【生活費加算基準額一覧】で該当する級地区分および貸付申請時の年齢に対応する額を確認してください。
- ③生活費加算は1,000円未満は切り捨てとなります。
例：生活費加算基準額42,080円の場合→生活費加算額42,000円

◆生活費加算基準額一覧◆

(単位…円)

年齢	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

◆級地区分一覧◆

※この一覧表にない場合は、東京都福祉人材センターまでお問合せください。

級地	東京都		神奈川県	埼玉県
	市町村		市町村	市町村
1級地-1	区の存する地域	東村山市	横浜市	川口市
	八王子市	国分寺市	川崎市	さいたま市
	立川市	国立市	鎌倉市	
	武蔵野市	福生市	藤沢市	
	三鷹市	狛江市	逗子市	
	府中市	東大和市	大和市	
	昭島市	清瀬市	三浦郡葉山町	
	調布市	東久留米市		
	町田市	多摩市		
	小金井市	稲城市		
	小平市	西東京市		
	日野市			

級地	東京都	神奈川県	千葉県	埼玉県
	市町村	市町村	市町村	市町村
1級地-2	青梅市	横須賀市	千葉市	所沢市
	武蔵村山市	平塚市	市川市	蕨市
		小田原市	船橋市	戸田市
		茅ヶ崎市	松戸市	朝霞市
		相模原市	習志野市	和光市
		三浦市	浦安市	新座市
		秦野市		
		厚木市		
		座間市		

級地	東京都	神奈川県	千葉県	埼玉県
	市町村	市町村	市町村	市町村
2級地-1	羽村市 あきる野市 西多摩郡瑞穂町	伊勢原市 海老名市 南足柄市 綾瀬市 高座郡寒川町 中郡大磯町 中郡二宮町 足柄上郡大井町 足柄上郡松田町 足柄上郡開成町 足柄下郡箱根町 足柄下郡真鶴町 足柄下郡湯河原町	野田市 佐倉市 柏市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 四街道市	川越市 熊谷市 春日部市 狭山市 上尾市 草加市 越谷市 入間市 志木市 桶川市 八潮市 富士見市 三郷市 ふじみ野市 入間郡三芳町

級地	東京都	神奈川県	千葉県	埼玉県
	市町村	市町村	市町村	市町村
2級地-2	該当なし			

級地	東京都	神奈川県	千葉県	埼玉県
	市町村	市町村	市町村	市町村
3級地-1	西多摩郡日の出町 西多摩郡檜原村 西多摩郡奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村	足柄上郡中井町 足柄上郡山北町 愛甲郡愛川町 愛甲郡清川村	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 東金市 旭市 勝浦市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 白井市 匝瑳市 香取市 印旛郡酒々井町	行田市 秩父市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 久喜市 北本市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市 白岡市 北足立郡伊奈町 入間郡毛呂山町 入間郡越生町 比企郡嵐山町 比企郡小川町 比企郡鳩山町 南埼玉郡宮代町 北葛飾郡杉戸町 北葛飾郡松伏町

級地	東京都	神奈川県	千葉県	埼玉県
	市町村	市町村	市町村	市町村
3級地-2	上記に掲げた以外の市町村			

- 1 本制度は給付ではなく貸付です。ご家族の方や担当のケースワーカーとよく相談のうえで申請するか決定してください。
- 2 本申請書及び提出書類等に不備や記入漏れ等がある場合は、審査を行うことができませんのでご了承ください。
- 3 必ず黒のボールペンを使用し、自筆で丁寧に記入してください。
- 4 文字の訂正は、訂正箇所を二重線で消し正しい内容を記入のうえ、訂正印を押印してください。

この申込書は 個人 を連帯保証人にする場合に使用します

東京都社会福祉協議会 介護福祉士等修学資金貸付申込書

個人保証

修学生 番号 (福祉協記入)			
養成施設(予定)	〇〇〇〇福祉専門学校	学科・課程(予定)	介護福祉学科
入学年月(予定)	20_〇〇_年_〇_月入学予定	卒業年月(予定)	20_〇〇_年_〇_月卒業予定
本人	フリガナ	トウキョウ タロウ	
	氏名	東京 太郎 ※漢字は略さず記入	
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 ※住所は住民票に記載されているとおりに記入 東京都〇〇区〇〇町1-2-3 〇〇〇マンション〇〇〇号室	
	電話(自宅)	〇〇 (〇〇〇〇)〇〇〇〇	携帯電話 〇〇〇
連帯保証人	生年月日	(西暦) 〇〇〇〇 年 〇月 〇日 (和暦) <input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 〇〇年	西暦と和暦、どちらも記載
	フリガナ	ニホン マナブ	
	氏名	日本 学 ※漢字は略さず記入	
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 ※住所は住民票に記載されているとおりに記入 東京都〇〇区〇〇町7-8-9 〇〇〇マンション〇〇〇号室	
親権者等法定代理人 (申込者が未成年の場合のみ記入)	電話(自宅)	〇〇 (〇〇〇〇)〇〇〇〇	携帯電話 〇〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇
	生年月日	(西暦) 〇〇〇〇 年 〇月 〇日 (和暦) <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 〇〇年	西暦と和暦、どちらも記載 (〇歳)
	本人との関係		都内居住年数
	勤務先	(名称) 株式会社〇〇〇 (電話) 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇 (住所) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇市〇〇町6-7-8	
親権者等法定代理人 (申込者が未成年の場合のみ記入)	職業	会社員	前年の年収 〇〇〇万円
	フリガナ	トウキョウ イチロウ	
	氏名	東京 一郎 ※漢字は略さず記入	
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 ※住所は住民票に記載されているとおりに記入 東京都〇〇区〇〇町1-2-3 〇〇〇マンション〇〇〇号室	
親権者等法定代理人 (申込者が未成年の場合のみ記入)	電話(自宅)	〇〇 (〇〇〇〇)〇〇〇〇	携帯電話 〇〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇
	生年月日	(西暦) 〇〇〇〇 年 〇月 〇日 (和暦) <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 〇〇年	西暦と和暦、どちらも記載
	勤務先	(名称) 株式会社〇〇〇 (電話) 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇 (住所) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇市〇〇町6-7-8	
	職業	会社員	前年の年収 〇〇〇万円
親権者等法定代理人 (申込者が未成年の場合のみ記入)	フリガナ	トウキョウ ハナコ	
	氏名	東京 花子 ※漢字は略さず記入	
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 ※住所は住民票に記載されているとおりに記入 東京都〇〇区〇〇町1-2-3 〇〇〇マンション〇〇〇号室	
	電話(自宅)	〇〇 (〇〇〇〇)〇〇〇〇	携帯電話 〇〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇
親権者等法定代理人 (申込者が未成年の場合のみ記入)	生年月日	(西暦) 〇〇〇〇 年 〇月 〇日 (和暦) <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 〇〇年	西暦と和暦、どちらも記載 (〇歳)
	勤務先	(名称) (電話) () (住所) 〒	
	職業	無職	前年の年収 0円

申込者が未成年の場合、原則親権者等法定代理人が連帯保証人となります。ただし保証能力が無い場合は別の方を連帯保証人としてください。

生活費加算を希望する場合「生活費加算」と「生活保護」は同時に受けることはできません。生活費加算を受ける場合、世帯分離等により、生活保護の適用のないことを確認します。

「年収」は総支給額の金額を記入。収入が基準以下の方は連帯保証人になれません。また、申込者とは別生計である必要があります。(申込者が未成年であり、法定代理人が保証人の場合は同一生計可)

父母が親権者の場合は、両者の住民票、収入証明を添付してください。

「年収」は総支給額の金額を記入。

本制度は修学費用の貸付であることをふまえ、借入理由については、修学生本人が自身の言葉で具体的に記述してください。

【借入理由の記入例】

昨年父の会社が倒産し、現在は再就職しましたが収入が減り、母は病気のため働くことができません。私には来春高校に進学する妹もいるので、自分が養成校へ進むための学費を捻出することが難しい状況です。私は将来介護福祉士の資格を取得して、東京都内の福祉施設で福祉の仕事に携わりたいと思っています。そのため介護

本貸付制度における「生計を一にする家族」とは、「扶養者」と「その扶養者が扶養している家族」とします。

生計を一にする家族の状況	氏名	続柄	年齢	職業・学校	同居・別居の別	前年の所得税額
1	東京 太郎	本人	—	学生 (〇〇高等学校)	—	円
2	東京 一郎	父	〇〇	会社員 (株式会社〇〇〇〇)	(同居)・別居	
3	東京 花子	母	〇〇	無職	(同居)・別居	
4	東京 幸子	妹	〇〇	学生 (〇〇中学校)	(同居)・別居	
5					同居・別居	
6					同居・別居	

修学期間中(卒業まで)に要する費用の内訳を記入してください。なお、他の奨学金と併用して修学資金も申し込む場合、修学期間内の学費の内訳がわかる資料(修学額費用証明

修学費用(見込)	修学期間	20〇〇年4月～20〇〇年3月(24か月)
受験料	〇〇〇,〇〇〇円	施設費等 〇〇〇,〇〇〇円
入学金	〇〇〇,〇〇〇円	実習費 〇〇〇,〇〇〇円
授業料	〇〇〇,〇〇〇円	〇〇〇〇 〇〇〇,〇〇〇円
教材費等	〇〇〇,〇〇〇円	〇〇〇〇 〇〇〇,〇〇〇円
	合計(A)	〇,〇〇〇,〇〇〇円

貸付月額は、5万円を上限として必要な金額を記入してください。

借入希望期間	20〇〇年4月～20〇〇年3月(24か月)	※生活費加算申込者のみ記入	
借入希望月額	50,000円×24か月	借入希望期間	20〇〇年4月～20〇〇年3月(24か月)
入学準備金	200,000円	居住地	東京(都府県) 千代田(市町村)
就職準備金	200,000円	級地区分	1 級地の 1
介護福祉士国家試験受験対策費用	80,000円	月額加算額	42,000円×24か月
合計(B)	1,680,000円	合計(C)	1,008,000円
入希望総額	(B)+(C)		2,688,000円

P10-11「生活費加算基準額一覧表」にて該当する級地区分を確認し、記入してください。

「入学準備金」は入学年度に、「就職準備金」は卒業年度に、それぞれ1回のみ貸し付けます。「国家試験受験対策費」は1年度につき1回貸し付けます。

名称	修学資金と併用できないものがありますのでP8でご確認ください。借入(予定)している場合は、必要事項を記入し、利用状況が確認できる書類を提出してください。	返済中	返済中
生活福祉資金			
<input type="checkbox"/> 母子及び父子福祉資金			
<input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫	20 年 月 ～ 20 年 月 総額 円	<input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 返済中	
<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構貸与型奨学金	20 年 月 ～ 20 年 月 総額 円	<input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 返済中	
<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構貸与型奨学金	20 年 月 ～ 20 年 月 総額 円	<input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 返済中	
<input type="checkbox"/> 授業料等減免制度(D)	20 年 月 ～ 20 年 月 総額 円	<input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 返済中	
<input type="checkbox"/> ()	20 年 月 ～ 20 年 月 総額 円	<input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 返済中	

※本修学資金申込みの際、上記奨学金等の利用について辞退・減額等を予定している場合には、手続き予定時期とその内容を記載
 ※上記奨学金等利用の場合は、「他の奨学金等借入状況確認書」「修学費用証明書」の添付が必須

該当する生活費加算基準額の1,000円未満を切捨てた金額を記入してください。

20〇〇年〇月〇〇日

東京都社会福祉協議会会長 様

私は養成施設卒業後、東京都内で継続して返還免除対象業務に従事しようとする意思があるので、上記のとおり申込みます。

それぞれの方が自筆で署名し、押印してください(同一の印鑑は使用しない)。シャチハタ印は使用しないこと。

親権者等
法定代理人
氏名

東京 一郎



(自署)

親権者等
法定代理人
氏名

東京 花子



(自署)

指定施設一覽

区分	法令・通知等	No.	施設等種別	区分	法令・通知等	No.	施設等種別
都内施設	生活保護法	第38条に規定する保護施設	① 救護施設 更生施設	都内施設	障害者総合支援法	第5条の2に規定	⑧ ⑧ 生活介護
	児童福祉法	第6条の2の2に規定	② 障害児通所支援を行う施設			第5条の3に規定	重度訪問介護
		第7条第1項に規定	② 障害児入所施設 児童発達支援センター			第5条の4に規定	同行援護
	老人福祉法	第5条の3に規定する老人福祉施設	③ 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 特別養護老人ホーム			第5条の5に規定	行動援護
						④ ④ 生活介護	療養介護
			④ ④ 短期入所 自立訓練			第5条の6に規定	就労移行支援
	介護保険法	第29条の1に規定	④ ④ 有料老人ホーム			第5条の7に規定	就労継続支援
		第8条の28に規定	④ ④ 介護老人保健施設			第5条の8に規定	共同生活援助
		第8条の2に規定	④ ④ 訪問介護			第5条の12に規定	障害者支援施設
		第8条の3に規定	④ ④ 訪問入浴介護			第5条の13に規定	⑨ ⑨ 地域活動支援センター
		第8条の7に規定	④ ④ 通所介護		第5条の14に規定	福祉ホーム	
		第8条の8に規定	④ ④ 通所リハビリテーション		第5条の15に規定		
		第8条の9に規定	④ ④ 短期入所生活介護		第5条の11に規定	⑩ ⑩ 病院又は診療所	
		第8条の10に規定	⑤ ⑤ 短期入所療養介護		第5条の25に規定		
		第8条の15に規定	⑤ ⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護		第5条の26に規定		
		第8条の16に規定	⑤ ⑤ 夜間対応型訪問介護				
	第8条の18に規定	⑤ ⑤ 認知症対応型通所介護					
	第8条の19に規定	⑤ ⑤ 小規模多機能型居宅介護					
	第8条の20に規定	⑤ ⑤ 認知症対応型共同生活介護					
	第8条の23に規定	⑤ ⑤ 複合型サービス					
旧介護保険法 <small>(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の介護保険法)</small>	第8条の2の2に規定	⑤ ⑤ 介護予防訪問介護					
	第8条の2の7に規定	⑤ ⑤ 介護予防通所介護					
介護保険法	第8条の2の2に規定	⑥ ⑥ 介護予防訪問入浴介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護					
	第8条の2の6に規定						
	第8条の2の7に規定						
	第8条の2の8に規定						
	第8条の2の13に規定						
	第8条の2の14に規定						
旧介護保険法 <small>(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定による平成29年度までの経過措置)</small>	第48条の1の3に規定する介護療養型医療施設	⑦ ⑦ 同法第8条26に規定する療養病床等を有する病院又は診療所					
都外施設	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	第11条に規定	第15条に規定	⑮ ⑮ 左記に規定する施設			
			⑮ ⑮ 国立障害者リハビリテーションセンター				
				⑰ ⑰ 国立児童自立支援施設			
				国立ハンセン病療養所			
				東京都が設置した施設			

個人情報の取扱いについて

東京都社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付事業

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

東京都社会福祉協議会（以下、「本会」という。）における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等関係法令にもとづき、社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 個人情報保護規程を定めています。介護福祉士修学資金等貸付事業（以下「本事業」という。）においても規程に則って下記のとおり運用しておりますのでお知らせします。

1 個人情報の利用目的

本事業の円滑な実施のため、本事業の利用状況について正確に把握し、適切に行うことを目的として個人情報を提供・利用します。

2 個人情報の取得について

本会は、本事業に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを適法かつ適正な方法により取得します。

3 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は上記1による利用目的の範囲内として、本会の事業担当者が利用することを原則とします。

ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記の関係機関(者)との間で個人情報を提供・収集し又は共有することがあります。

① 養成施設等、実務者研修施設等

貸付の適確性を判断するために、利用者が在学する介護福祉士養成施設等、社会福祉士養成施設等、実務者研修施設等より利用者の学業成績等の提供を受けます。また、交付・返還を円滑に行うため、利用者の在学状況や卒業後の就労先等の情報の提供を受けます。

② 社会福祉施設等

返還猶予や返還免除の要件に関わる適否を確認するため、利用者の就労先の社会福祉施設等より、利用者の就労状況に関する情報の提供を受けます。また、実務者研修受講資金及び離職介護人材再就職準備金の貸付けにおいては、申込み内容等の事実確認のため、利用者が過去に就労していた社会福祉施設等に対し、利用者の就労状況に関する情報について照会することがあります。

③ 東京都

本事業に関する事業の実施状況等の報告のため、個人情報を共有します。

④ 区市町村行政等の機関

申込み内容等の事実確認のため、利用者等の情報について住所地・居住地の区市町村等へ提供し又は照会をすることがあります。また、転居した場合の事実確認等のために、転出入先区市町村への個人情報の提供又は照会をすることがあります。

⑤ 各種金融機関

利用者が貸付金の交付及び返還金の口座振替・払込において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行うことがあります。

4 個人情報の事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集・取得した個人情報については、本人の同意なく、事業の目的以外に利用すること、および上記3による場合を除き、第三者への提供は行いません。

ただし、以下の例による場合など、本会規程に基づく場合に限り、予め同意を得ることなく事業目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。

- ① 弁護士法にもとづいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
- ② 火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
- ③ 税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合

5 業者委託について

本会は、本事業に係る情報システムの保守及び帳票発行、発送業務、返還金引落業務等について、外部の事業者へ委託することがあります。この場合、事業者に対し必要かつ適切な監督を行います。

6 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び本事業に係る情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

7 本会職員等の義務について

本会の従業者（従業者であったものを含む）は業務によって知り得た個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用したりしません。

※本会個人情報保護規程は本会ホームページ (<https://www.tcs.w.tvac.or.jp/index.html>) に全文掲載しています。

《問合せ・提出先》

社会福祉法人東京都社会福祉協議会
東京都福祉人材センター 修学資金係

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター5 階

電話 03-5211-2911

平日(月曜日～金曜日)の午前9時から午後5時まで